

## 口座引落徴収に係る未収入金について

## 1. 平成17年度第1四半期決算における状況

平成17年度第1四半期における決算において、口座引落機能を用いた入金方式に係る未収入金は、再資源化預託金等特別会計及び資金管理料金特別会計の合計で、45,070百万円となっている。このうちの大半は、預託されているが口座引落徴収の仕組み(下記2.参照)上、まだ入金を受けていないものであるが、残高不足や口座設定ミス等を原因として引落しが行われていないために発生している未収入金が含まれている。

(百万円)

	車検場徴収	口座引落徴収	合計
再資源化預託金等特別会計	8,611	34,232	42,843
資金管理料金特別会計	462	1,765	2,227
合計	9,073	36,997	45,070

車検場におけるリサイクル料金收受業務の委託先である車検場団体からの入金についても、預金口座引落を活用している。

## 2. 口座引落徴収の仕組み

- ・ 継続検査時に自動車所有者から收受するリサイクル料金のうち、整備事業者経由で收受するものについては、A方式(コンビニ収納・郵便局収納)かB方式(預金口座引落)のいずれかの方式を適用することとなっている。
- ・ 上記2方式のうち、B方式(預金口座引落)については、整備事業者が資金管理法人に対し預託の申請をし資金管理法人が確認・受理した時点で、資金管理法人が預託の証明をすることとしている。整備事業者が一時的に自動車所有者から預かったリサイクル料金はその後所定の口座引落日に、整備事業者の預金口座から引落し、その8営業日後に資金管理法人に入金されることとなっている。また、車検場における業務の委託先である団体からの入金についても、同様に預金口座引落を活用している。

【所定の口座引落日】

N月1日～15日預託分 : (N+1)月10日

N月16日～末日預託分 : (N+1)月26日

- ・ 10日に引落しができなかったものについては26日に再引落請求、26日に引落しができなかったものについては翌月10日に再引落請求がされる。

### 3. 未収入金の発生原因別の状況

- ・ 上述のとおり、6月1日～15日に預託されたものについては7月10日、6月16日～30日に預託されたものについては7月26日に引落しが行われる。また、5月16日～31日に預託されたものについては6月27日に引落しが行われるが、資金管理法への入金となるため、5月16日以降に預託されたものについて、第1四半期末の未収入金として計上されている。一方で、一部には、以下の要因により、引落しができなかったため発生している未収入金(以下「引落不能金」という。)もある。

残高不足(事業者口座に請求金額分の資金がない場合)

預金口座引落設定なし(事業者の預金口座が口座引落用の口座として登録されていないケース)

- ・ の残高不足の発生要因として、口座への入金を失念していたケース以外に、整備事業者が破産したケース、流用したケース等もあると考えられる。資金管理センターとしては、残高不足により初回に引落不能となり再引落請求してもなお引落しができなかったものについて、個別管理し、督促状の送付や電話による督促などの回収活動を実施している。

[残高不足の引落不能件数の推移]

	2月	3月	4月	5月	6月	合計
初回引落不能 (請求件数比)	120件 (0.4%)	571件 (1.0%)	794件 (1.4%)	931件 (1.6%)	816件 (1.4%)	3,232件
再引落不能 (請求件数比)	19件 (0.1%)	92件 (0.2%)	188件 (0.3%)	191件 (0.3%)	254件 (0.4%)	744件
未回収(8月末) (請求件数比)	3件 (0.01%)	18件 (0.03%)	40件 (0.07%)	64件 (0.11%)	76件 (0.13%)	201件

- ・ の預金口座引落設定なしについては、制度立ち上がり直前に事業者登録申請が集中したことにより、登録実務が間に合ないためやむを得ず口座引落設定の完了を確認しないまま事業者として登録したことによるもの。預金口座引落設定が未完了の事業者についての状況把握とフォローを実施した結果、口座引落設定なしによる引落不能件数は減少しており、今後、順次解消して行く見通しである。

〔口座引落設定なしの引落不能件数の推移〕

	2月	3月	4月	5月	6月	合計
初回引落不能 (請求件数比)	732件 (2.4%)	879件 (1.6%)	843件 (1.4%)	570件 (1.0%)	329件 (0.6%)	3,353件
再引落不能 (請求件数比)	479件 (1.6%)	627件 (1.1%)	739件 (1.3%)	352件 (0.6%)	279件 (0.5%)	2,476件
未回収(8月末) (請求件数比)	4件 (0.01%)	9件 (0.02%)	38件 (0.07%)	14件 (0.02%)	29件 (0.05%)	94件

4. 引落不能金の全体に占める割合

- ・ 引落不能は、これまで、及び の合計で6,585件(3,232件、3,353件)発生しているが、上記取組の結果、6月末時点においては、940件(208,476,200円)にまで減少。また、その後の更なる回収活動の結果、8月31日現在で、295件(48,137,582円)となっている。
- ・ 1～6月における預金口座引落方式による請求件数232,377件(110,513,912,113円)に対し、未入金率で件数比0.11%、金額比0.038%の水準であり、今後の回収活動によりさらに減少させていくが、金額比で当初想定(0.07%～0.1%)の範囲以下であることから、全体として想定の枠内で機能していると考えられる。

5. 債権回収の方針、具体的手順

- ・ 以上、全体としては当初の想定した枠内で機能している状況であるが、引落不能金への早期の対応が重要であることを鑑み、2005年7月1日付けで、資金管理センター内に債権回収グループ(4名専従)を設置し、回収体制を整備。
- ・ 以下に述べる方針・具体的手順に基づき、回収活動を実施している。

(1) 債権回収の方針

- ・ 対象債権は、自動車の所有者等が預託したりサイクル料金であって、これを確実に収受し、管理する責務を負う資金管理センターとしての使命を果たすため、回収コストも勘案の上、全額回収に努めることを基本的な方針とする。

(2) 債権回収の具体的手順

- ・ 残高不足が原因である場合には、委託事業者の履行遅滞若しくは債務不履行によって生じたものであり、基本的に即刻回収を図るとの観点から以下の手順を基本に債務者(事業者)の個別事情・状況に応じた活動を行っている。

再引落請求の結果確認

再引落請求の結果引落のできなかつた事業者のシステム使用停止

債務者(事業者)への通知、期限を切つての入金督促

入金のない場合は法的手続きを含めた対応の実施

- ・ 口座引落設定がないことが原因である場合には、口座状況等を速やかに確認した上で口座設定を行うが、請求書払いでの振込期限が守られない場合には、残高不足と同様の対応により速やかに回収を図るものとする。

以上